

先端研究基盤部会の体制について

—目次—

文部科学省設置法（抄）（平成 11 年 7 月 16 日法律第 96 号）	・ ・ ・	1
科学技術・学術審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 279 号）	・ ・ ・	2
科学技術・学術審議会 運営規則	・ ・ ・	6
科学技術・学術審議会に置く部会及び委員会について	・ ・ ・	9
科学技術・学術審議会 組織図	・ ・ ・	10
先端研究基盤部会 委員名簿	・ ・ ・	11
先端研究基盤部会 運営規則	・ ・ ・	12
先端研究基盤部会の公開の手続きについて	・ ・ ・	14
先端研究基盤部会に置く委員会について	・ ・ ・	15
研究開発プラットフォーム委員会 委員名簿	・ ・ ・	16
研究開発プラットフォーム委員会 運営規則	・ ・ ・	17
数学イノベーション委員会 委員名簿	・ ・ ・	19
数学イノベーション委員会 運営規則	・ ・ ・	20
先端研究基盤部会に置く作業部会について	・ ・ ・	22
光・量子ビーム研究開発作業部会 委員名簿	・ ・ ・	23
光・量子ビーム研究開発作業部会 運営規則	・ ・ ・	24
大強度陽子加速器施設評価作業部会 委員名簿	・ ・ ・	25
研究開発プラットフォーム委員会に置く小委員会について	・ ・ ・	26
先端計測分析技術・機器開発小委員会 委員名簿	・ ・ ・	27
先端計測分析技術・機器開発小委員会 運営規則	・ ・ ・	28

文部科学省設置法（抄）（平成11年7月16日法律第96号）

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

科学技術・学術審議会

宇宙開発委員会

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

国立大学法人評価委員会

放射線審議会

独立行政法人評価委員会

第七条 科学技術・学術審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 科学技術の総合的な振興に関する重要事項

ロ 学術の振興に関する重要事項

二 前号イ及びロに掲げる重要事項に関し、文部科学大臣に意見を述べること。

三 文部科学大臣又は関係各大臣の諮問に応じて海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を調査審議すること。

四 測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を調査審議すること。

五 前2号に規定する事項に関し、文部科学大臣又は関係各大臣に意見を述べること。

六 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、科学技術・学術審議会の組織及び委員その他の職員その他科学技術・学術審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

科学技術・学術審議会令（平成12年6月7日政令第279号）

（組織）

第一条 科学技術・学術審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
研究計画・評価分科会	一 科学技術に関する研究及び開発に関する計画の作成及び推進に関する重要事項を調査審議すること。 二 科学技術に関する研究及び開発の評価に係る基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する重要事項を調査審議すること。 三 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項（前二号に掲げる事務に係るものに限る。）を調査審議すること。
資源調査分科会	資源の総合的利用に関する重要事項（他の府省の所掌に属するものを除く。）を調査審議すること。
学術分科会	学術の振興に関する重要事項を調査審議すること。
海洋開発分科会	海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を調査審議すること。
測地学分科会	測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を調査審議すること。
技術士分科会	一 技術士制度に関する重要事項を調査審議すること。 二 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の規定により審議 会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらか

じめ指名する者が、その職務を代理する。

- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（幹事）

第七条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務（学術分科会に係るものを除く。）について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

（議事）

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第十条 審議会の庶務は、文部科学省科学技術・学術政策局政策課において総括し、及び処理する。ただし、研究計画・評価分科会に係るものについては文部科学省科学技術・学術政策局計画官において、学術分科会に係るものについては文部科学省科学技術・学術政策局政策課において文部科学省研究振興局振興企画課の協力を得て、海洋開発分科会に係るものについては文部科学省研究開発局海洋地球課において、測地学分科会に係るものについては文部科学省研究開発局地震・防災研究課において、技術士分科会に係るものについては文部科学省科学技術・学術政策局基盤政策課において処理する。

（雑則）

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十五年三月二十八日政令九十八号）抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

科学技術・学術審議会運営規則

平成13年2月26日
科学技術・学術審議会決定

(趣旨)

第1条 科学技術・学術審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年政令第279号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(審議会)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(分科会)

第3条 分科会の会議は、分科会長が招集する。

2 分科会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会長は、分科会の所掌事務について諮問があったときは、その調査審議を分科会に付託することができる。

4 前項の規定により分科会に付託された事項については、審議会が特に審議会の議決を経る必要がないと認めた場合には、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

5 会長は、次の表の左欄に掲げる事項については、その調査審議をそれぞれ同表の右欄に掲げる分科会に付託するものとし、分科会の議決をもって審議会の議決とする。

事 項	分 科 会
科学技術振興調整費の配分のための審査及び評価に係る事項	研究計画・評価分科会
科学研究費補助金の配分のための審査及び評価に係る事項	学術分科会
1. 技術士法（昭和58年法律第25号）の規定により審議会の権限に属させられた事項 2. 技術士試験の試験方法及び実施に関する事項 3. 技術士試験の試験科目及び受験資格（試験科目の免除を受ける資格を含む。）に関する事項	技術士分科会

6 前2項の規定により分科会の議決をもって審議会の議決としたときは、分科会長は、次の審議会にその内容を報告するものとする。

- 7 前各項に定めるもののほか、分科会の議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

(審議会に置かれる部会)

- 第4条 審議会に置かれる部会（以下「部会」という。）の名称及び所掌事務は、会長が審議会に諮って定める。
- 2 部会の会議は、部会長が招集する。
 - 3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
 - 4 部会の所掌事務について諮問があったときは、会長は、その調査審議を当該部会に付託することができる。
 - 5 前項の規定により部会に付託された事項については、審議会が特に審議会の議決を経る必要がないと認めた場合には、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
 - 6 前項の規定により部会の議決をもって審議会の議決としたときは、部会長は、次の審議会にその内容を報告するものとする。
 - 7 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(委員会)

- 第5条 審議会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会を置くことができる。
- 2 委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、会長が指名する。
 - 3 委員会に主査を置き、当該委員会に属する委員等のうちから会長の指名する者が、これに当たる。
 - 4 主査は、当該委員会の事務を掌理する。
 - 5 委員会の会議は、主査が招集する。
 - 6 主査は、委員会の会議の議長となり、議事を整理する。
 - 7 主査に事故があるときは、当該委員会に属する委員等のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 8 主査は、委員会における調査の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
 - 9 前各項に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮って定める。

(会議の公開)

- 第6条 審議会の会議、会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。
- 一 会長の選任その他人事に係る案件
 - 二 行政処分に係る案件

三 前2号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、または審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、審議会において非公開とすることが適当であると認める案件

(議事録の公表)

第7条 会長は、審議会の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 審議会が、前条の各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、会長が審議会の決定を経て当該部分の議事録を非公表とすることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

科学技術・学術審議会に置く部会及び委員会について

〔平成23年2月4日
科学技術・学術審議会決定〕

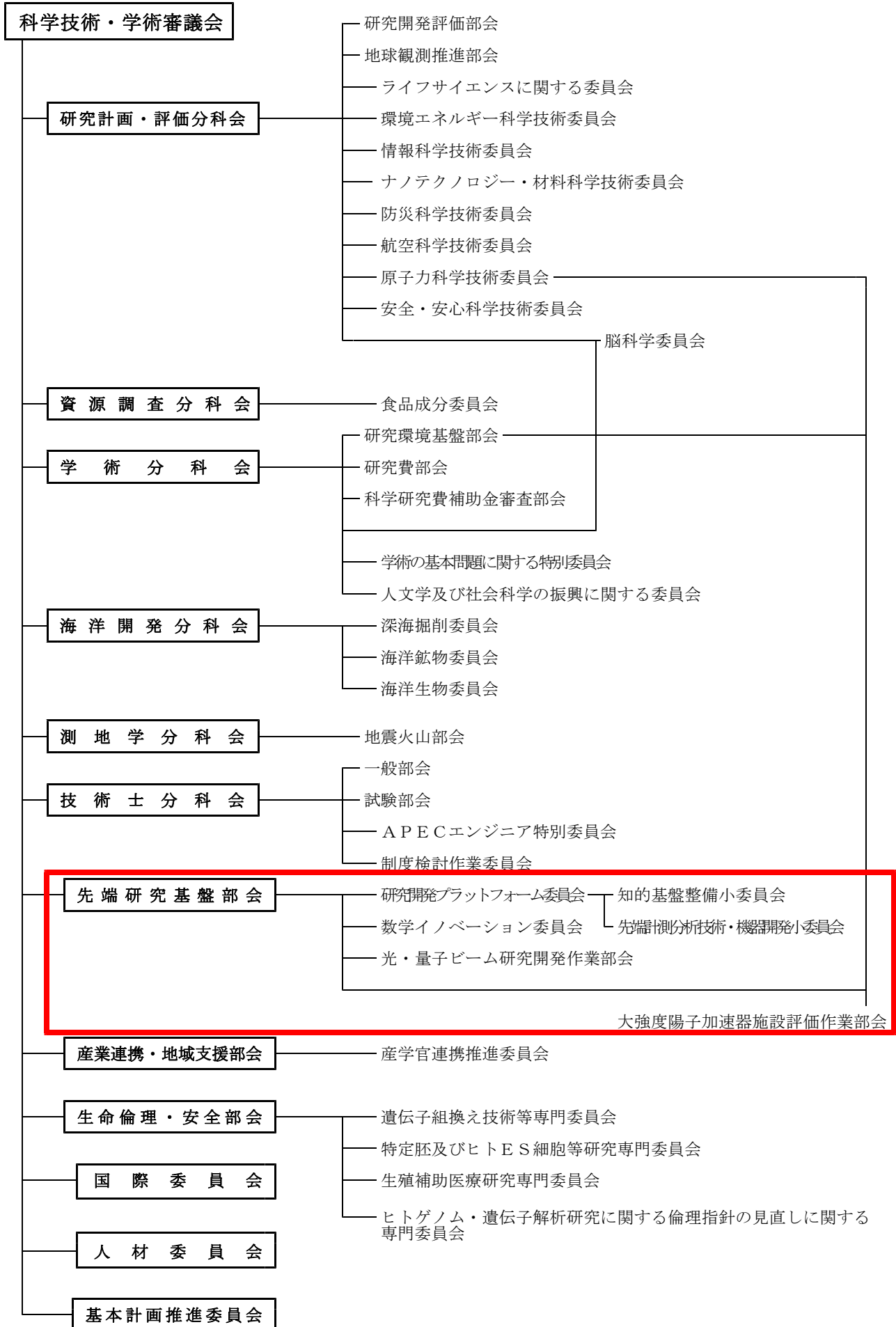
1. 科学技術・学術審議会令（平成12年政令第279号）第6条第1項の規定に基づき、科学技術・学術審議会に以下の部会を置く。

名 称	調査審議事項
先端研究基盤部会	科学技術を支える先端的な研究基盤施設・設備、知的基盤などの整備・高度化・利用や複数領域に横断的に活用可能な科学技術に関する重要事項について審議を行う。
産業連携・地域支援部会	研究開発成果の普及・活用の促進をはじめとする産学官連携の推進や地域が行う科学技術の振興に対する支援に関する重要事項について審議を行う。
生命倫理・安全部会	ライフサイエンスにおける生命倫理及び安全の確保に関する重要事項について審議を行う。

2. 科学技術・学術審議会運営規則（平成13年2月16日 科学技術・学術審議会決定）第5条第1項の規定に基づき、科学技術・学術審議会に以下の委員会を置く。

名 称	調 査 事 項
国際委員会	科学技術・学術分野における国際活動の戦略的な推進に関する重要事項について調査検討を行う。
人材委員会	科学技術及び学術の振興を図るために必要な人材に関して、幅広い観点から調査検討を行う。

科学技術・学術審議会組織図 (平成24年4月現在)



科学技術・学術審議会 先端研究基盤部会 委員名簿

平成24年4月1日現在

(委員)

- ◎ 有川 節夫 九州大学総長
○ 大垣 眞一郎 国立環境研究所理事長
榎谷 隆夫 公認会計士、税理士
小谷 元子 東北大学 原子分子材料科学高等研究機構長

(臨時委員)

- 伊藤 弘昌 独立行政法人理化学研究所基幹研究所客員主管研究員
大島 まり 東京大学大学院情報学環教授
長我部 信行 株式会社日立製作所中央研究所所長
尾嶋 正治 東京大学放射光連携研究機構長
小幡 裕一 独立行政法人理化学研究所バイオリソースセンター長
神谷 幸秀 高エネルギー加速器研究機構加速器研究施設教授
川合 眞紀 独立行政法人理化学研究所理事
北川 源四郎 情報・システム研究機構長
草間 朋子 東京医療保健大学副学長
高木 利久 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
瀧澤 美奈子 科学ジャーナリスト
中西 友子 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
南波 秀樹 独立行政法人日本原子力研究開発機構理事
二瓶 好正 東京理科大学特別顧問
吉澤 英樹 東京大学物性研究所附属中性子科学研究施設教授
若槻 壮市 高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所副所長

(敬称略、50音順)

◎: 部会長 ○: 部会長代理

科学技術・学術審議会 先端研究基盤部会 運営規則

平成23年12月27日
科学技術・学術審議会
先端研究基盤部会

(趣旨)

第1条 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年政令第279号）及び科学技術・学術審議会運営規則（平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員会及び作業部会)

第2条 部会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会及び作業部会（以下「委員会等」という。）を置くことができる。

- 2 委員会等に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、部会長が指名する。
- 3 委員会等に主査を置き、当該委員会等に属する委員等のうちから部会長の指名する者が、これに当たる。
- 4 委員会等の主査は、当該委員会等の事務を掌理する。
- 5 委員会等の会議は、主査が招集する。
- 6 委員会等の主査は、委員会等の会議の議長となり、議事を整理する。
- 7 委員会等の主査に事故があるときは、当該委員会等に属する委員等のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 委員会等の主査は、委員会等における調査の経過及び結果を部会に報告しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会等の議事の手続その他委員会等の運営に関し必要な事項は、主査が委員会等に諮って定める。

(議事)

第3条 部会は、当該部会に属する委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 部会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(委員等の欠席)

第4条 委員等が部会を欠席する場合、代理人を部会に出席させることはできない。

- 2 部会を欠席する委員等は、部会長を通じて、当該部会に付議される事項につき、書面

により意見を提出することができる。

(会議の公開)

第5条 部会の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 部会長の選任その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件
- 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響の生じるものとして、部会において非公開とすることが適当であると認める案件

(同前)

第6条 部会長は、部会の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。

- 2 部会の会議が、前条各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、部会長が会議の決定を経て当該部分の議事録を非公表とすることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

〔平成23年4月28日〕
科学技術・学術審議会
先端研究基盤部会決定

科学技術・学術審議会令第11条、科学技術・学術審議会運営規則第4条第7項及び科学技術・学術審議会先端研究基盤部会運営規則第7条に基づき、科学技術・学術審議会先端研究基盤部会の公開の手続きについて以下のように定める。

- 1 会議の日時・場所・議事を原則1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」という。）とする。）までにインターネット（文部科学省ホームページの報道発表一覧）に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室（文部科学記者会）に掲示する。
- 2 傍聴については、以下のとおりとする。
 - (1) 一般傍聴者
 - ① 一般傍聴者については、開催前日（前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日とする。以下同じ。）17時までに科学技術・学術審議会先端研究基盤部会の庶務の総括部局（文部科学省研究振興局基盤研究課）に登録する。
 - ② 受付は、基本的には申込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には、抽選をも考慮する。
 - (2) 報道関係傍聴者
報道関係傍聴者については、1社につき原則1名とし、開催前日17時までに科学技術・学術審議会先端研究基盤部会の庶務の総括部局（文部科学省研究振興局基盤研究課）に登録する。
 - (3) 会議の撮影、録画、録音について
 - ① 傍聴者は、部会長が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、録画、録音することができる。
 - ② 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。
なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。
 - ア. 会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、部会長又は事務局の指示に従うものとする。
 - イ. スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
 - ウ. 撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。
 - (4) その他
傍聴者が会議の進行を妨げていると部会長が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、部会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場することを禁止する。その他、詳細は、部会長の指示に従うこととする。
- 3 その他
委員関係者・各府省関係者の陪席は、原則各1名とする。

科学技術・学術審議会先端研究基盤部会に置く委員会について

平成23年4月28日
科学技術・学術審議会
先端研究基盤部会決定

科学技術・学術審議会先端研究基盤部会運営規則第2条の規定に基づき、科学技術・学術審議会先端研究基盤部会に以下の委員会を置く。

名 称	調査検討事項
研究開発プラットフォーム委員会	我が国の科学技術イノベーションを支えるプラットフォーム構築に向け、先端的な研究基盤の整備や運用等の方策について検討を行う。
数学イノベーション委員会	諸科学共通の基盤である数学・数理科学と諸科学及び産業との連携による研究を通じて、諸課題の解決に貢献するとともに、既存の枠組みを超えたイノベーションを生み出し社会に広く貢献するための方策について検討を行う。

科学技術・学術審議会 先端研究基盤部会
研究開発プラットフォーム委員会 委員名簿

平成23年6月29日現在

(臨時委員)

- ◎二 瓶 好 正 東京理科大学特別顧問
長我部 信 行 株式会社日立製作所中央研究所長
瀧 澤 美奈子 科学ジャーナリスト
西 島 和 三 持田製薬株式会社医薬開発本部専任主事
吉 澤 英 樹 東京大学物性研究所附属中性子科学研究施設教授
若 槻 壮 市 高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所副所長

(専門委員)

- 伊 丹 敬 之 東京理科大学大学院イノベーション研究科長
宇 川 彰 筑波大学副学長
長 野 哲 雄 東京大学大学院薬学系研究科教授
野 田 哲 二 (独) 物質・材料研究機構国際ナノテクノロジーネットワーク拠点長
福 嶋 喜 章 株式会社豊田中央研究所リサーチ・アドバイザー
緑 川 克 美 (独) 理化学研究所エクストリームフォトンクス研究グループディレクター

(敬称略、50音順)

◎:主査

科学技術・学術審議会 先端研究基盤部会 研究開発プラットフォーム委員会 運営規則

平成23年6月29日
科学技術・学術審議会
先端研究基盤部会
研究開発プラットフォーム委員会

(趣旨)

第1条 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会研究開発プラットフォーム委員会(以下「委員会」という。)の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令(平成12年政令第279号)、科学技術・学術審議会運営規則(平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定)及び科学技術・学術審議会先端研究基盤部会運営規則(平成23年4月28日科学技術・学術審議会先端研究基盤部会決定)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(小委員会)

第2条 委員会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)は、委員会の主査が指名する。
- 3 小委員会に主査を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから委員会の主査が指名する者が、これに当たる。
- 4 小委員会の主査は、当該小委員会の事務を掌理する。
- 5 小委員会の会議は、小委員会の主査が招集する。
- 6 小委員会の主査は、小委員会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 7 小委員会の主査に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから小委員会の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 小委員会の主査は、小委員会における調査の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

(議事)

第3条 委員会及び小委員会(「以下、委員会等という。’)は、当該委員会等に属する委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委員等の欠席)

第4条 委員等が委員会等を欠席する場合、代理人を委員会等に出席させることはできない。

- 2 委員会等を欠席する委員等は、委員会の主査又は小委員会の主査を通じて、当該委員会等に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(会議の公開)

第5条 委員会等の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 委員会の主査又は小委員会の主査の職務を代理する者の指名その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件
- 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は調査の円滑な実施に影響の生じるものとして、委員会等において非公開とすることが適当であると認める案件

(同前)

第6条 委員会の主査又は小委員会の主査は、委員会等の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。

- 2 委員会等の会議が、前条各号に掲げる事項について調査審議を行った場合に限り、委員会の主査又は小委員会の主査は、当該部分の議事録を非公表とすることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会等の議事の手続きその他委員会等の運営に関し必要な事項は、委員会の主査が委員会に諮って定める。

科学技術・学術審議会 先端研究基盤部会

数学イノベーション委員会 委員名簿

(委員)

小 谷 元 子 東北大学 原子分子材料科学高等研究機構長

(臨時委員)

大 島 ま り 東京大学大学院 情報学環 教授

北 川 源四郎 大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構長

(専門委員)

青 木 玲 子 一橋大学 経済研究所 教授

安 生 健 一 株式会社オー・エル・エム・デジタル R&D スーパーバイザー

杉 原 正 顕 東京大学大学院 情報理工学系研究科数理情報学専攻 教授

中 川 淳 一 新日本製鐵株式会社 技術開発本部

先端技術研究所 数理科学研究部 主幹研究員

西 浦 廉 政 東北大学 原子分子材料科学高等研究機構 教授

宮 岡 洋 一 東京大学大学院 数理科学研究科 教授

○森 重 文 京都大学 数理解析研究所長

◎若 山 正 人 九州大学 マス・フォア・インダストリ研究所長

◎:主査、○主査代理

科学技術・学術審議会 先端研究基盤部会
数学イノベーション委員会 運営規則

平成 23 年 6 月 30 日
科学技術・学術審議会
先端研究基盤部会
数学イノベーション委員会決定

(趣旨)

第1条 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会数学イノベーション委員会(以下「委員会」という。)の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令(平成12年政令第279号)、科学技術・学術審議会運営規則(平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定)及び科学技術・学術審議会先端研究基盤部会運営規則(平成23年4月28日科学技術・学術審議会先端研究基盤部会決定)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(小委員会)

- 第2条 委員会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)は、委員会の主査が指名する。
 - 3 小委員会に主査を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから委員会の主査が指名する者が、これに当たる。
 - 4 小委員会の主査は、当該小委員会の事務を掌理する。
 - 5 小委員会の会議は、小委員会の主査が招集する。
 - 6 小委員会の主査は、小委員会の会議の議長となり、議事を整理する。
 - 7 小委員会の主査に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから小委員会の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 8 小委員会の主査は、小委員会における調査の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

(議事)

第3条 委員会及び小委員会(「以下、委員会等という。’)は、当該委員会等に属する委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委員等の欠席)

第4条 委員等が委員会等を欠席する場合、代理人を委員会等に出席させることはできない。

2 委員会等を欠席する委員等は、委員会の主査又は小委員会の主査を通じて、当該委員会等に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(会議の公開)

第5条 委員会等の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 委員会の主査又は小委員会の主査の職務を代理する者の指名その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件
- 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は調査の円滑な実施に影響の生じるものとして、委員会等において非公開とすることが適当であると認める案件

(同前)

第6条 委員会の主査又は小委員会の主査は、委員会等の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 委員会等の会議が、前条各号に掲げる事項について調査審議を行った場合に限り、委員会の主査又は小委員会の主査は、当該部分の議事録を非公表とすることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会等の議事の手続きその他委員会等の運営に関し必要な事項は、委員会の主査が委員会に諮って定める。

科学技術・学術審議会先端研究基盤部会に置く作業部会について

平 2 3 年 1 2 月 2 7 日
科学技術・学術審議会
先端研究基盤部会

科学技術・学術審議会先端研究基盤部会運営規則第2条の規定に基づき、科学技術・学術審議会先端研究基盤部会に以下の作業部会を置く。

名 称	調査検討事項
大強度陽子加速器施設 評価作業部会	大強度陽子加速器施設（J-PARC）について、平成19年度に前回の中間評価が実施された際の指摘に対する対応状況等を調査し、中間評価の検討を行う。
光・量子ビーム研究開 発作業部会	「光・量子科学技術研究拠点形成に向けた基盤技術開発」について、これまでの推進状況について調査を行うとともに、光・量子科学技術分野の今後の推進方策について検討を行う。

なお、大強度陽子加速器施設評価作業部会については、研究計画・評価分科会及び学術分科会との合同設置とする。

科学技術・学術審議会 先端研究基盤部会
光・量子ビーム研究開発作業部会 委員名簿

五十音順

◎家	泰 弘	東京大学物性研究所所長
	井 上 信	京都大学名誉教授
	加 藤 義 章	光産業創成大学院大学学長
	川 合 眞 紀	独立行政法人理化学研究所理事
	兒 玉 了 祐	大阪大学大学院工学研究科教授
	五 神 真	東京大学大学院理学系研究科教授
	佐 野 雄 二	株式会社東芝電力システム社 電力・社会システム技術センター技監
	辛 埴	東京大学物性研究所教授
	高 原 淳	九州大学先導物質化学研究所教授
	南 波 秀 樹	独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事
	三 木 邦 夫	京都大学大学院理学研究科教授
	三和田 靖 彦	トヨタ自動車株式会社計測技術部主査
	村 上 洋 一	高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所教授
	吉 澤 英 樹	東京大学物性研究所附属中性子科学研究施設教授

(平成24年4月20日現在)

科学技術・学術審議会 先端研究基盤部会
光・量子ビーム研究開発作業部会 運営規則

平成24年2月27日
科学技術・学術審議会
先端研究基盤部会
光・量子ビーム研究開発作業部会

(趣旨)

第1条 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会光・量子ビーム研究開発作業部会(以下「差作業部会」という。)の議事の手続その他作業部会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令(平成12年政令第279号)、科学技術・学術審議会運営規則(平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定)及び科学技術・学術審議会先端研究基盤部会運営規則(平成23年4月28日科学技術・学術審議会先端研究基盤部会決定)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(議事)

第2条 作業部会は、当該作業部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委員等の欠席)

第3条 委員が作業部会を欠席する場合、代理人を作業部会に出席させることはできない。
2 作業部会を欠席する委員等は、作業部会の主査を通じて、当該作業部会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(会議の公開)

第4条 作業部会の会議及び会議資料は、個別利害に直結する事項に係る案件、又は調査の円滑な実施に影響の生じるものとして、作業部会において非公開とすることが適当であると認める案件を除き、公開とする。

(同前)

第5条 作業部会の主査は、作業部会の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。
2 作業部会の会議が、前条に掲げる事項について調査審議を行った場合に限り、作業部会の主査は、当該部分の議事録を非公表とすることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、作業部会の議事の手続きその他作業部会の運営に関し必要な事項は、作業部会の主査が作業部会に諮って定める。

大強度陽子加速器施設評価作業部会 委員名簿

◎：主査 五十音順

氏名	所属・役職
相原博昭	東京大学大学院理学系研究科 研究科長・教授
岡田清孝	自然科学研究機構基礎生物学研究所 所長
長我部信行	日立製作所中央研究所 所長
梶田隆章	東京大学宇宙線研究所 所長
金谷利治	京都大学化学研究所 教授
金子美智代	トヨタ自動車株式会社材料解析室 室長
熊谷教孝	公益財団法人高輝度光科学研究センター 専務理事
小森彰夫	自然科学研究機構核融合研究所 所長
田村裕和	東北大学大学院理学研究科物理学専攻 教授
鳥養映子	山梨大学大学院医学工学総合研究部 教授
西島和三	持田製薬（株）医薬開発本部 専任主事
◎福山秀敏	東京理科大学 副学長
山縣ゆり子	熊本大学大学院生命科学研究部 教授
横山広美	東京大学大学院理学系研究科 准教授

(平成24年4月現在)

科学技術・学術審議会先端研究基盤部会
研究開発プラットフォーム委員会に置く小委員会について

平成23年6月29日
科学技術・学術審議会
先端研究基盤部会
研究開発プラットフォーム委員会

科学技術・学術審議会先端研究基盤部会研究開発プラットフォーム委員会運営規則第2条の規定に基づき、科学技術・学術審議会先端研究基盤部会研究開発プラットフォーム委員会に以下の小委員会を置く。

名 称	調査検討事項
知的基盤整備小委員会	「知的基盤整備計画」（平成13年8月）及び「知的基盤整備計画について」（平成19年9月）の達成状況及び第4期科学技術基本計画を踏まえた、今後の我が国の知的基盤整備の方策について検討を行う。
先端計測分析技術・機器開発小委員会	①先端計測分析技術・機器開発関連事業の計画及び進捗状況の把握 ②内外の関連する技術動向・ニーズ等の把握 ③上記を踏まえた、関連する事業の推進にあたっての基本的な考え方の整理・検討

科学技術・学術審議会 先端研究基盤部会 研究開発プラットフォーム委員会
先端計測分析技術・機器開発小委員会 委員名簿

平成23年6月29日現在

(臨時委員)

- ◎二 瓶 好 正 東京理科大学特別顧問
長我部 信 行 株式会社日立製作所中央研究所所長

(専門委員)

- 石 田 英 之 前株式会社東レリサーチセンター常任顧問
江 原 直 行 応用光研工業株式会社代表取締役社長
大 島 忠 平 早稲田大学理工学術院教授
小 原 満 穂 独立行政法人科学技術振興機構理事
近 藤 豊 東京大学大学院理学系研究科教授
佐 藤 了 平 大阪大学大学院工学研究科教授
菅 野 純 夫 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
杉 浦 康 夫 愛知県心身障害者コロニー総長
杉 山 昌 章 新日本製鐵株式会社技術開発本部技術開発企画部部長、
先端技術研究所解析科学研究部主幹研究員
竹 内 孝 江 奈良女子大学理学部准教授
田 中 耕 一 株式会社島津製作所フェロー
玉 田 薫 九州大学先導物質化学研究所教授
中 村 志 保 株式会社東芝研究開発センター
記憶材料・デバイスラボラトリー研究主幹
原 清 明 株式会社堀場製作所執行役員
松 尾 由賀利 独立行政法人理化学研究所前任研究員
森 川 智 ヤマト科学株式会社代表取締役社長
山 科 正 平 北里大学名誉教授

(敬称略、50音順)

◎:主査

科学技術・学術審議会 先端研究基盤部会
研究開発プラットフォーム委員会
先端計測分析技術・機器開発小委員会 運営規則

平成 23 年 6 月 29 日
科学技術・学術審議会
先端研究基盤部会
研究開発プラットフォーム委員会
先端計測分析技術・機器開発小委員会決定

(趣旨)

第1条 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会研究開発プラットフォーム委員会先端計測分析技術・機器開発小委員会（以下「小委員会」という。）の議事の手続その他小委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成12年政令第279号）、科学技術・学術審議会運営規則（平成13年2月16日科学技術・学術審議会決定）、科学技術学術審議会先端研究基盤部会運営規則（平成23年4月28日科学技術・学術審議会先端研究基盤部会決定）及び科学技術・学術審議会先端研究基盤部会研究開発プラットフォーム委員会運営規則（平成23年6月29日科学技術・学術審議会先端研究基盤部会研究開発プラットフォーム委員会決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(議事)

第2条 小委員会は、当該小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委員等の欠席)

第3条 委員等が小委員会を欠席する場合、代理人を小委員会に出席させることはできない。

2 小委員会を欠席する委員等は、当該小委員会の主査を通じて、当該小委員会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(会議の公開)

第4条 小委員会の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 小委員会の主査の職務を代理する者の指名その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件
- 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は調査の円滑な実施に影響の生じるものとして、小委員会において非公開とすることが適当であると認める案件

(同前)

第5条 小委員会の主査は、小委員会の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。